

福岡市公報

令和7年3月17日 第7129号

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目
次次
一
例

ページ

○福岡市脇山財産区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正（第8号）	1
告 示	
○指定納付受託者の指定（第51号）	2
○町の区域並びに字の区域及び名称の変更（第52号）	2
○寄附金税額控除の対象とする寄附金の指定（第53号）	4
○寄附金税額控除の対象とする寄附金の指定の取消し（第54号）	4
公 告	
○一般競争入札の実施（第79号）	5
○特定調達契約等に係る一般競争入札の実施（第80号）	5
○開発行為に関する工事の完了（第81号）	7
教 育 委 員 会	
○福岡市文化財保護条例施行規則の一部改正（規則第3号）	8
○福岡市指定無形民俗文化財の指定（告示第5号）	8
正 誤	
○平成24年3月29日付第5911号（別冊50）中正誤	8

条

例

福岡市脇山財産区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月17日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第8号

福岡市脇山財産区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

福岡市脇山財産区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和50年福

岡市条例第 72 号) の一部を次のように改正する。

第 5 条中「別表第 1 に規定する 2 等級の者」を「及び福岡市職員等旅費支給条例施行規則(昭和 28 年福岡市規則第 9 号) の適用を受ける職員」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

告 示

福岡市告示第 51 号

地方自治法第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、指定納付受託者を次のように指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 3 月 17 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

指定納付受託者の名称及び 事務所の所在地	指定納付受託者に 納付させる歳入	指定をした日
福岡市博多区博多駅前四丁目 3 番 18 号 J ペイメントサービス株式会社	福岡市西部(中田)埋 立場における自己搬入 ごみのごみ処理手数料	令和 7 年 2 月 18 日

福岡市告示第 52 号

地方自治法第 260 条第 1 項の規定により、町の区域並びに字の区域及び名称を次のように変更することとしたので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 3 月 17 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 変更の内容

福岡市東区大字香椎の区域の一部(別図表示の区域)を「香椎二丁目」に編入する。

2 実施期日

令和 7 年 3 月 31 日



福岡市告示第53号

福岡市市税条例第21条の規定により寄附金税額控除の対象とする寄附金を次のように指定したので、同条例第21条の2第4項前段の規定により告示する。

令和7年3月17日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

次の法人又は団体の主たる目的である業務に関連する寄附金

法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地 (市内に有する事務所又は事業所の所在地)	寄附金税額控除 の対象となる日
学校法人 悠愛学園	福岡市中央区大手門二丁目9番24号	令和6年 1月1日
公益財団法人 千代田財団	福岡市早良区百道一丁目18番25号	

福岡市告示第54号

福岡市市税条例第21条の2第3項の規定に基づき、寄附金税額控除の対象とする寄附金の指定を取り消したので、同条第4項後段の規定により告示する。

令和7年3月17日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 次の法人の主たる目的である業務に関連する寄附金

法人又は団体の 名称	主たる事務所又は事業所の所在地 (市内に有する事務所又は事業所の所在地)	寄附金税額 控除の対象 でなくなっ た日	取消しの理由
学校法人 高山 学園	福岡市中央区大濠二丁目8番13号	平成27年 11月8日	特定公益増進 法人であるこ との証明書の 失効(平成27 年11月8日)

2 次の法人の特定非営利活動促進法第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金

法人又は団体の 名称	主たる事務所又は事業所の所在地 (市内に有する事務所又は事業所の所在地)	寄附金税額 控除の対象 でなくなっ た日	取消しの理由
特定非営利活動 法人 福岡・ネ パール児童教育 振興会	福岡市中央区赤坂一丁目12番 6 号	令和 6 年 12月13日	認定特定非営 利活動法人の 認 定 の 失 効 (令和 6 年12 月13日)

公 告

福岡市公告第79号

地方自治法第234条第 1 項の規定に基づき、一般競争入札により調達契約を締結するので、地方自治法施行令第167条の 6 及び福岡市契約事務規則第 5 条の規定により次のように公告する。

令和 7 年 3 月 17 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 入札に付する事項

業 種	件 名	備 考
一	令和 7 年度 R P A 専用ライセンス購入	

2 詳細は、入札説明書による。

3 入札説明書を次のとおり配布する。

(1) 方法

本市ホームページからダウンロードする方法により配布する。

U R L https://www.city.fukuoka.lg.jp/soki/joho/business/r7_rpalicense.html

(2) 期間

この公告の日から令和 7 年 3 月 28 日午後 5 時まで

福岡市公告第80号

地方自治法第234条第 1 項の規定に基づき、一般競争入札により地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約等を締結するので、地方自治法施行令第167条の 6 及び福岡市契約事務規則の特例を定める規則第 5 条の

規定により次のように公告する。

令和7年3月17日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名

福岡市役所市庁舎ガス供給

(2) 数量

年間予定ガス使用量 約573,988m³

2 入札日時

令和7年4月30日午後1時30分（郵送による場合は、同月28日午後5時までに必着とする。）

3 落札者の決定方法

地方自治法第234条第3項本文の規定により落札者を決定する。

4 詳細は、入札説明書による。

5 入札説明書を次のとおり配布する。

(1) 場所

ア インターネット

福岡市ホームページ

URL <https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/zaisan/business/gas2025.html>

イ 窓口

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市財政局財産有効活用部財産管理課

電話 092-711-4173

(2) 期間等

ア インターネット

この公告の日から令和7年3月28日午後4時まで

イ 窓口

(ア) 期間

この公告の日から令和7年3月28日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

(イ) 時間

午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

【英文の要約】

SUMMARY

1. Item(s) up for tender

- (1) Nature of the product(s) or service(s) to be procured
Gas supply to Fukuoka City Hall
- (2) Quantity of the product(s) or service(s) to be required
573,988m³ of estimated annual gas usage
2. Date & time of tender
1:30 p.m., April 30, 2025
(Tender by post to arrive by 5 p.m., April 28, 2025)
3. For details, refer to the Tender Explanation Form.
4. The Tender Explanation Forms are available as follows:
 - (1) Place
 - a. Online: Fukuoka City Website
<https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/zaisan/business/gas2025.html>
 - b. Office:
Property Management Section, Finance Bureau, Fukuoka City Hall
1-8-1, Tenjin, Chuo-ku, Fukuoka City
Tel: (092)711-4173
 - (2) Period & Time
 - a. Online
From the date of this notice to 4 p.m., March 28, 2025
 - b. Office
 - (a) Period
From the date of this notice to March 28, 2025, excluding weekend(s)
and holiday(s)
 - (b) Time
From 10 a.m. to 4 p.m., except from noon to 1 p.m.

福岡市公告第81号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和7年3月17日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
福岡市城南区神松寺二丁目42番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市城南区神松寺一丁目6番13号

株式会社 福神

教 育 委 員 会

福岡市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。
令和 7 年 3 月 17 日

福岡市教育委員会

福岡市教育委員会規則第 3 号

福岡市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則
福岡市文化財保護条例施行規則（昭和 48 年福岡市教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。
第 18 条を第 19 条とし、第 17 条の次に次の 1 条を加える。
（運営）
第 18 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

福岡市教育委員会告示第 5 号

福岡市文化財保護条例第 25 条第 1 項の規定に基づき、福岡市指定無形民俗文化財を次のように指定するので、同条第 3 項の規定により告示する。
令和 7 年 3 月 17 日

福岡市教育委員会

福岡市指定無形民俗文化財

種 別	指 定 名 称	員 数	所 在 地	保 護 団 体
無形 民俗	筥崎宮玉せせり行事		福岡市東区箱崎一丁目 22 番 1 号	筥崎宮玉せせり行事 保存会

正 誤

発行年月日	公報番号	ページ	箇 所	正 誤	
平成 24 年 3 月 29 日	第 5911 号 (別冊 50)	2	上から 12 行目	誤	農楽
				正	農学